

山口県報

平成 25 年
1 月 22 日
(火曜日)

目 次

- 告示
保安林予定森林(下関市)(森林整備課).....
- 雑報
県報の正誤(平成二十五年一月十一日山口県公告(一〇)).....



山口県告示第十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年一月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林予定森林の所在場所

下関市菊川町大字日新字堂ノ上八四から八七まで、一六四五、字高口一〇三から一〇六まで、一〇七の一、一〇七の二、一〇八から一一二まで、一六四六から一六四九まで、字六万坊三三三の三、一六五九から一六六二まで、字山ノ下三三九、三三〇、菊川町大字上岡枝字伊良ケ谷一二四の一、一二四の三、菊川町大字久野字広壇二四二、二四六から二四九まで、字橋ノ口二六一、二六二の二、二六二の三、字上ノ山三六五から三六七まで、三六九、三七三、字法事坊三八六の一、三八六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市菊川町大字日新字堂ノ上八七・字高口一〇五・一一〇から一一二まで・字山ノ下三二九・三三〇・菊川町大字上岡枝字伊良ケ谷一二四の一・菊川町大字久野字法事坊三八六の一・三八六の二(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



正 誤

平成二十五年一月十一日山口県公告(一〇)(大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取)

ページ	段 行	誤	正
七	下	左から一〇から	同年三月十一日
			同年二月十二日

平成
二十五年
二月
二十
日
印刷
發行

發行
行人
人所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁